備前市里海･里山ブランド「みんな で びぜん」認定要領

備前市里海・里山ブランド推進協議会with ICM

（目的）

第１条　持続可能な取り組みや、自然に配慮した事業により育まれる産品や商品、あるいは事象を備前市里海･里山ブランド「みんな で びぜん」（以下「みんな で びぜん」という。）として認定し、里海･里山の資源を次の世代に引き継いでいくことを目的とする。

（対象）

第２条 認定の対象は、一次産品、加工品、工芸品、工業製品、飲食店メニューや事業活動などあらゆる事象（以下「対象品等」という。）とする。

（認定申請者）

第３条 第１条の目的を満たす者とする。

（認定基準）

第４条 認定基準は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

(1) 備前市の未来に、豊かな資源を引き継いでいくことが意図として表されている

(2) 資源の循環を促し、自然環境への配慮が期待できる

(3) 備前市の未来を担う若者や子供たちの心を育むことが期待できる

(4) 備前市内における、様々な組織・団体の連携を促すことが期待できる

(5) ここにしかない物、または、ここでしかできない事など、地域の特性を表している

（認定団体）

第５条 認定団体は、備前市里海・里山ブランド推進協議会with ICM（以下「協議会」という。）とする。

（認定申請）

第６条 里海･里山の資源を次の世代に引き継いでいく「みんな で びぜん」の認定を受けようとする事業者等は、次に掲げる書類等を協議会長（以下「認定団体の長」という。）に提出するものとする。

(1) 認定申請書（様式第１号）

(2) 認定調書（様式第２号）

２ 前項で申請する対象品等は、関係法令を遵守し、公序良俗に違反していないものでなければならない。

（審査）

第７条 認定団体の長は、前条第１項による申請（以下「認定申請」という。）があったときは、「みんな で びぜん」認定審査会（以下「認定審査会」という。）に諮る。

２ 認定審査会は、認定団体の長が指名した者により構成し適宜、開催する。

３ 認定審査会は、書類審査及び、対象品等により現物審査あるいはプレゼン審査を実施する。

（認定及び通知）

第８条 認定団体の長は、前条の認定審査会の結果、認定申請のあった対象品等が第４条の基準に適合すると認めるときは、「みんな で びぜん」として認定を行うものとする。

２ 認定団体の長は、認定を申請した事業者等に対し、審査意見を付して合否（保留を含む）を通知するものとする。

（認定の有効期間）

第９条 前条第１項の認定の有効期間は、認定した日から３年とする。

（認定の継続）

第１０条 第８条第１項の認定を受けた事業者等（以下「認定事業者等」という。）のうち、認定の継続を希望する認定事業者等は、認定の有効期限の３カ月前までに認定継続申請書（様式第１号）を認定団体の長に提出するものとする。

２ 認定団体の長は前項の申請があったときは、内容を確認し、継続が適当と認めた場合は、これを承認し、認定の継続を申請した事業者等に通知するものとする。

（認定の表示等）

第１１条 認定事業者等は、「みんな で びぜん」の認定を受けた対象品等（以下「認定品等」という。）の包装、容器等に協議会が発行するロゴマークを表示することができる。

２ ロゴマーク等の表示に要する経費は、認定事業者等が負担する。

（認定事業者等の責務）

第１２条 認定事業者等は、この要領が定める内容を誠実に遵守するとともに、認定品等の品質や性質を維持・向上するよう努めるものとする。

２ 認定事業者等は、ロゴマークの使用状況及び認定品等に関する製造並びに販売の状況を整理し、記録するとともに、認定の有効期間内保管し、認定団体の長から指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

３ 認定事業者等は、認定品等の生産・製造、販売等を通じて、「みんな で びぜん」の価値の向上に協力するものとする。

４ 認定品等の品質、生産、販売及びロゴマークの使用に関する事故や、知的財産権に関する問題等が発生した場合は、認定事業者等が損害賠償の責任を負うものとし、認定団体は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

５ 前項に規定する場合において、当該認定事業者等は、遅滞なく事故等の内容を認定団体の長に報告しなければならない。

（廃止及び変更）

第１３条 認定事業者等は、次の各号に掲げる場合には、廃止又は変更等届出書（様式第３号）を速やかに認定団体の長に提出するものとする。

(1) 認定品等の生産・製造又は販売を中止するとき。

(2) 氏名若しくは住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主 たる事務所の所在地）又は認定品等の生産地、製造地若しくは加工地を変更するとき。

(3) 認定品等の名称を変更するとき。

２ 認定団体の長は、申請内容によっては、認定審査会の意見を参考にして、廃止又は変更等届出書を提出した認定事業者等に対し、意見を付して合否（保留を含む）を通知するものとする。

３ 変更後の認定の有効期間は、変更前の認定の有効期間とする。

（認定品等の確認の協力）

第１４条 認定団体の長は、認定事業者等に対し、認定品等の生産地、製造所、生産及び製造の状況並びに関係帳簿の確認に対する協力を求めることができる。

（認定の取消及び通知）

第１５条 認定団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定品等が第４条の基準を満たさなくなったとき。

(2) 認定事業者等が廃業又は休業したとき。

(3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(4) ロゴマークを不適切に使用したとき。

(5) 前各号のほか、当該認定制度の運用について重大な支障をきたす行為をしたとき。

(6) その他この要領に違反したとき。

２ 認定団体の長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定事業者等に対し、理由を付して遅滞なくその旨を通知するものとする。

（違反者に対する措置）

第１６条 認定団体の長は、ロゴマークが不正に使用された場合は、直ちに使用の中止を求めるとともに、これを公表することができる。

（認定制度の普及）

第１７条 認定団体の長は、認定制度の普及及び認定品等の活用に努めるものとする。

（その他）

第１８条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、認定団体の長が別に定める。

附 則

この要領は、平成３０年２月６日から施行する。